

公用車の売却に係る入札説明書

中札内村 総務課総務グループ

公用車の売却に係る入札説明書

公用車の売却を下記のとおり行いますので、希望される方は入札に参加してください。

1. 売却車両の概要

車種	初年度登録年月	車検有効期間	価格（税抜）
車番 帯広 88 た 420 車名 日野スーパードルフィン 水槽付きポンプ車	平成4年1月	令和8年2月1日	500,000円

※ 詳細については、別紙の自動車車検証を参照してください。

※ 車両は、現状のままお引渡しいたします。

- ・消防車 7人乗り
- ・寒冷地仕様
- ・走行距離 15,547km（R7.2.10時点）
- ・使用状況と経過年数により車体全体の腐食が進んでいる。
- ・令和7年2月9日まで消防車として使用。

2. 入札の方法

- （1）本要領に記載された価格を最低入札額とし、それ以上かつ最高金額で入札された方が落札者となります。
- （2）最低入札額以上の入札額が記載されていない入札書は無効となりますので、ご注意ください。
- （3）消費税は外税となっており、消費税を含まない金額で入札を行い、契約書は消費税を含んだ金額での契約となります。入札に参加する方は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

※入札参加を希望する方は、以下の事項をご承知のうえ、お申込みください。

3. 入札参加資格及び条件

- （1）次の要件をすべて満たすこと。
 - ①地方自治法施行令第167条の4の各規定に該当しない方。（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）
 - ②落札後に落札者本人の負担で名義変更等の手続きが完了できる方。
 - ③今回の入札に対する「入札参加申込書」を提出すること。
 - ④運転免許証を有する方。

4. 入札参加申込

- （1）提出期限：令和7年2月19日（水）～令和7年3月3日（月）まで
（土・日曜日を除く）午前8時30分～午後5時15分

(2) 提出先：中札内村役場総務課総務グループ

(3) 提出方法：郵送可（令和7年3月3日必着）

(4) 提出書類

①入札参加申込書（様式1）

②運転免許証の写し

5. 入札物品の現地説明会

(1) 日時：令和7年2月26日（水）午前10時

(2) 場所：中札内村除雪センター（中札内村西1条北1丁目13番地）

6. 入札及び開札

(1) 入札日時：令和6年3月6日（木）午前10時

(2) 入札場所：中札内村役場 会議室1

※入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなしますので入札に参加できません。

7. 入札の辞退

入札参加申込みの受理を受けた者は、入札執行が完了するまでは、次に掲げる手続きを行うことにより、いつでも入札を辞退することができます。

(1) 入札執行前であっては、入札参加辞退届出書（様式4）を総務課総務グループまで持参してください。

(2) 入札執行にあたっては、入札参加辞退届出書またはその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

8. 入札に必要な書類等

(1) 入札書（様式2）

(2) 委任状（様式3）・・・申込者以外が入札に参加する場合は提出してください。

(3) 印鑑・・・入札手続きに使用しているもの

9. 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

10. 入札の注意事項

(1) 使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。

(2) 法人の場合は、社印を押印してください。

(3) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつかってください。

- (4) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
- (5) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。
- (6) 入札は、指定された日時に入札書を持参して行うものとし、郵送及び電子メール等による入札は認めません。
- (7) 上記の事項を満たさない入札は、無効とします。

11. 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 落札者は、落札後3日以内に契約を締結していただきます。
- (2) 売却代金の納入は、契約締結後中札内村の納入通知書により中札内村の指定金融機関で全額納入していただきます。(契約締結後に納入通知書をお渡しします。)
- (3) 売却代金は、契約日から2週間以内に納入していただきます。

12. 物品の引渡し

- (1) 中札内村除雪センター(中札内村西1条北1丁目13番地)で引渡しを行います。
- (2) 名義変更等移転登録の手続きは、落札者自らが行うこととし、完了後に車検証の写しを提出してください。
- (3) その他車両の輸送等に要する経費は全て落札者の負担とします。
- (4) 入札物品の落札者への引渡し方法は、現状渡しとし、売却後の車両の不調や故障および損傷等に関する補償は一切行いません。
- (5) 車両の引渡しは、名義の変更手続き完了後及び売却代金の納入確認後とします。
ただし、名義変更手続きにおいて、車両の移動が必要な場合はこの限りではありません。
- (6) 車両の文字は引き渡し後1カ月以内に、落札者が塗りつぶし等により削除してください。
削除した証明として、塗りつぶし後の写真を提出してください。

13. その他

- (1) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 落札決定までは、入札参加者及び参加予定人数等については一切公表しません。
落札通知につきましては、開札の場所において入札者に発表することで通知に代えさせていただきます。

14. お問い合わせ先

中札内村役場総務課総務グループ

住 所：〒089-1392 河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1

連絡先：電話 0155-67-2311、FAX 0155-68-3911